

複合型施設整備計画

福祉施設×商業施設×公共交通ターミナル×公共駐車場

図 企画課



複合型中心拠点誘導施設基本計画素案の策定後、市民説明会やパブリックコメントにおいて、市民の皆さんから多くのご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえて、素案を一部修正し、9月25日に複合型中心拠点誘導施設基本計画を策定しました。基本計画は市のホームページに掲載していますのでご覧ください。また、冊子でご覧になる場合は、市役所1階ロビー、市役所3階企画課窓口、小諸図書館でご覧になれます。今後は、施設設計及び利用・運営計画の策定を進めていくうえで、次の事項に配慮することとします。

- ①多極ネットワーク型コンパクトシティの拠点施設として、様々な皆さんに開かれた施設となるよう、利便性に配慮した施設設計に努めます。
- ②各機能の利用・運営計画は個別に策定していくところですが、様々な皆さんの交流が促進され、賑わいが創出されるよう、複合化による効果に配慮した計画策定に努めます。また、計画策定にあっては、災害などの緊急時にも対応したものとなるよう配慮します。
- ③スーパーマーケットのテナント事業について、集客力が更に高まるとともに、事業に係るリスクをできる限り低減することで、長期的に安定したテナント事業が行われるよう、テナント契約の協議を行います。
- ④地域公共交通ネットワークの強化に向け、高齢者を中心に「こもろ愛のりくん」利用へ移行いただくため、安定した運行経営に配慮し、様々な運行事業者と調整を図りながら、利用方法や利用料金などの運行形態の改善を行います。
- ⑤近接する二次救急医療を担う医療機関の院内保育施設については、当該施設部分の建物建設費、修繕費、維持管理費から算定した金額を賃借料として回収することを基本に、借主と協議を行います。
- ⑥市民の皆さんに施設を快適に利用いただけるよう、計画的で効果的な維持補修・修繕の実施や、適正な利用者負担などの措置を検討します。
- ⑦魅力的な施設の運営に向けて、施設利用者や運営事業者なども加わった運営委員会の設置など、利用・運営計画の管理手法を検討します。

事業スケジュールについては、次のとおりです。

本年度の下半期においては、複合型中心拠点誘導施設基本計画に基づき、基本設計業務を実施するとともに、(株)ツルヤ様とテナント契約に係る協議を進め、年度内におけるテナント基本協定の締結をめざします。

年度	平成30年度				平成31年度				平成32年度				
	月	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
道路整備	手続き		用地取得										
	設計工事	設計		道路整備工事									
施設整備	手続き		用地取得		建築確認申請								
	設計工事	基本計画		基本設計		実施設計		施設建築工事(17か月)				■ 開設	
利用・運営計画	運営の考え方(基本計画)		利用・運営計画(各施設の個別計画)						■ 設置条例制定				
テナント関係	テナントに係る基本計画協議		テナント基本協定協議		■ 協定締結				■ 契約		テナント工事		